

第1回中部地方における地域循環圏の構築に向けた検討会

日 時：平成22年11月25日(木)

15時00分～17時00分

場 所：中部地方環境事務所 1階 第1会議室

議事次第

- 1 あいさつ(中部地方環境事務所)
- 2 委員紹介
- 3 本事業について
- 4 モデル事業の採択について
- 5 その他(今後の予定等)

配布資料

- 資料1 検討会委員名簿
- 資料2 出席者名簿
- 資料3 配席図
- 資料4 平成22年度事業概要
- 資料5 モデル事業公募への応募状況及び候補案
- 資料6 モデル事業候補案比較検討表
- 資料7 今後のスケジュール

- 参考1 報道発表資料(「地域循環圏のモデル事業の公募」について)
- 参考2 モデル事業公募説明会資料
- 参考3 モデル事業応募事業者一覧 当日配布・委員限り

第 1 回中部地方における地域循環圏の構築に向けた検討会

出席者名簿

委員

氏名	所属	役職	代理
淡路 和則	名古屋大学農学部食糧生産管理学研究室	准教授	
百瀬 則子	ユニー株式会社 環境社会貢献部	部長	随行：國枝丈哲
長谷川 勝	株式会社杏番屋 総務部	課長職	
市場 敬之	株式会社小榎屋 営業・開発部	次長	
栗木 允男	株式会社クレスト	代表取締役 副社長	
澤田 静雄	愛知県経済農業協同組合連合会 園芸部西部販売 1 課		
山川 幹子	NPO 法人 愛知環境カウンセラー協会	理事	
田島 雅敏	中部経済産業局 資源エネルギー環境部環境・リサイクル課	課長	
宗宮 正典	岐阜県 環境生活部廃棄物対策課	課長	廃棄物対策課 神谷 武志
宇都木 悟	愛知県 環境部資源循環推進課	課長	資源循環推進課 橋本 博巳 随行：小野木一夫
吉仲 繁樹	三重県 農水商工部マーケティング室	室長	マーケティング室 石山 宗周
渡邊 克彦	名古屋市 環境局ごみ減量部資源化推進室	室長	
木野 修宏	環境省 中部環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課	課長	

オブザーバー

氏名	所属	役職	備考
小島 始	東海農政局 生産経営流通部食品課	課長	生産経営流通部 食品課 安江

中部地方環境事務所

氏名	所属	役職
細川 真宏	環境省 中部環境事務所	統括環境保全企画官
梅村賢一郎	環境省 中部環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課	課長補佐
曾山 信雄	環境省 中部環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課	廃棄物対策調査官
矢橋正二郎	環境省 中部環境事務所 総務課	調整係長

事務局

氏名	所属	役職
佐々木雅一	三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング (株)	主任研究員
松田 理恵	同上	コソカウト
小森 清志	同上	研究員

平成 22 年度中部地方における地域循環圏の構築に向けた検討事業(概要)

1 事業の目的

平成 20 年 3 月に改定された「循環型社会形成推進基本計画」により、地域の特性や循環資源の性質に応じて最適な規模の循環を形成することが重要とされていることを受け、中部地方環境事務所において、平成 20 年度に基礎的な調査を実施するとともに、平成 21 年度には「中部地方における地域循環圏の構築に向けた検討業務」として、事業系一般廃棄物である食品残さ利用を中心に、詳細な調査や関係機関等から成る協議会による検討を実施することにより、食品残さを対象とした地域における循環利用の発展の可能性、あり方等に係る検討を進めている。

平成 22 年度は、上記検討結果を踏まえ、中部地方における地域循環圏の構築に向けた参考事例として、食品リサイクル制度の中でも、取組の遅れている中小小売業や外食業等からの事業系一般廃棄物を対象にした食品リサイクルを対象に、モデル事業の実施を通じて、モデル事業対象地域の事業者や関係行政機関による協力体制を確立しつつ、具体的な取組を支援するものである。これら取組を通じ、食品リサイクルの実施体制の構築に向けた考え方や可能性を具体的に示すとともに、制度的・技術的な課題の抽出とそれらの解決に向けた対応を実施することにより、食品リサイクルに関する地域循環圏の構築を進めるための情報及び政策への提言等の取りまとめを行うことを目的とする。

2 事業の内容

中小小売業や外食業等からの事業系一般廃棄物を対象にした食品リサイクルに関するモデル事業(2事業程度を想定)を実施し、その成果と評価を踏まえて、本地域での食品リサイクルに関する地域循環圏の構築に係るあり方、課題等を整理する。さらに、これら取組を促進・支援するための普及・啓発活動を企画する。

(1) モデル事業の公募・運営等

1) モデル事業の公募・運営

モデル事業の実施者を公募し、2事業程度を選定しその運営を行う。

なお、モデル事業は、排出事業者として中小小売店及び外食業の参加を推進する内容のものとし、食品残さの循環に適した地域内での資源利用を可能とし、複数の小売店若しくは外食業が参加できるもので、将来、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成 12 年 6 月 7 日法律第 116 号。以下「食品リサイクル法」という。)第 19 条第 1 項の認定に係る再生利用事業計画(以下「再生利用事業計画」という。)と成りうるものを調整の上、検討会(下記参照)において選定することとする。

2) 検討会等の開催

ア 検討会の開催

学識経験者、各種関係事業者、行政機関等の代表者からなる検討会を設置し、3回程度開催する。

検討会では、モデル事業の企画案の検討及び決定、モデル事業の実施内容の検証や課題の抽出・助言等を行う。

イ 地域協議会の開催

モデル事業の確定後、当該モデル事業に参加する事業者及び関係市町村等の行政機関からなる地域協議会を設置し、3回程度開催する。

協議会は、関係事業者及び行政による協力体制を確立し、モデル事業の運営上の課題を協議・解決し、また、決定事項の確認等を行う。検討会の委員からも議題に応じ適宜出席を要請する。

(2) 消費者等を対象とした普及・啓発活動

食品リサイクルが機能するためには、再生製品であるたい肥、飼料等を用いた製品が消費者に受け入れられることが不可欠であることから、消費者の購買行動への啓発等を目的に、モデル事業の成果を発表するとともに、食品リサイクルの意義、取組への理解、評価を促進するための普及・啓発イベント等の実施内容を検討し、実施計画を作成する。また、小売・外食業のバイヤー向けのイベントについても同様に検討を行う。

(3) 事業の評価

1) 温暖化防止の観点からの評価

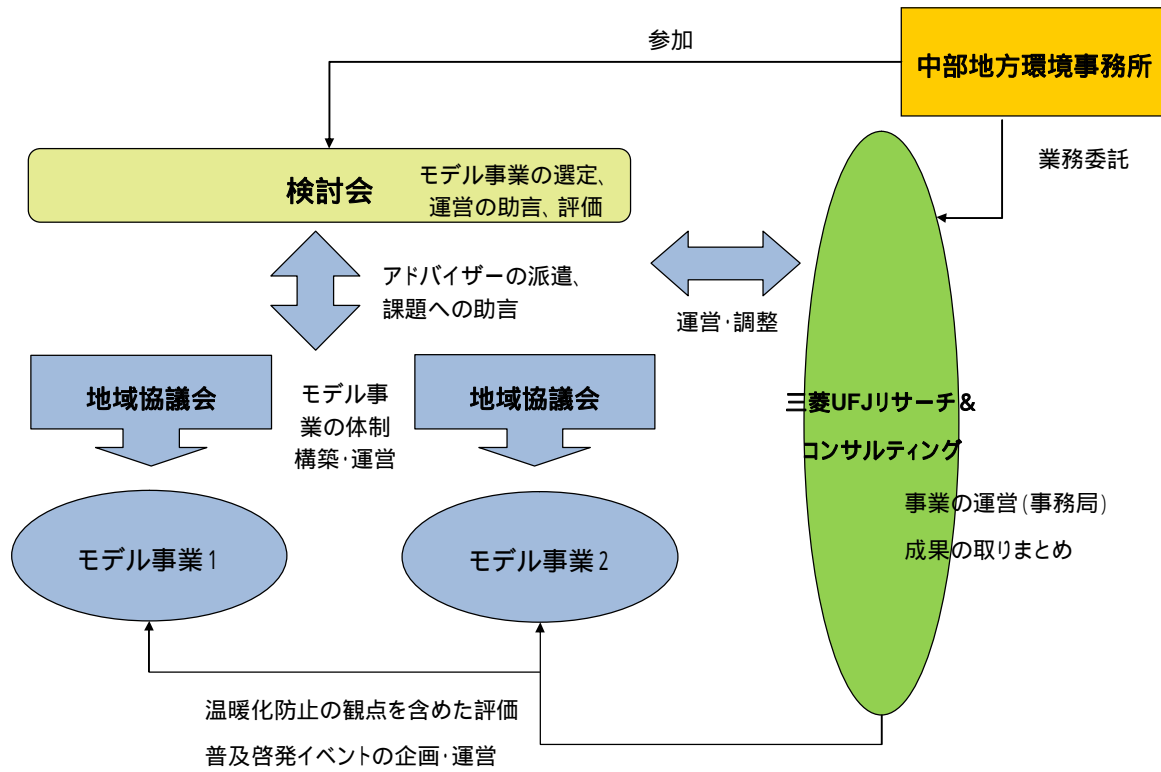
温暖化防止対策とのシナジー効果を検証するため、モデル事業の実施内容及び将来発展案の双方において、リサイクルを実施しない場合、した場合におけるCO₂等の発生量を、調達、生産、流通・販売、使用・維持、廃棄・リサイクルのライフサイクルの段階ごとに試算し、温暖化防止の効果を検証する。

2) 事業の評価

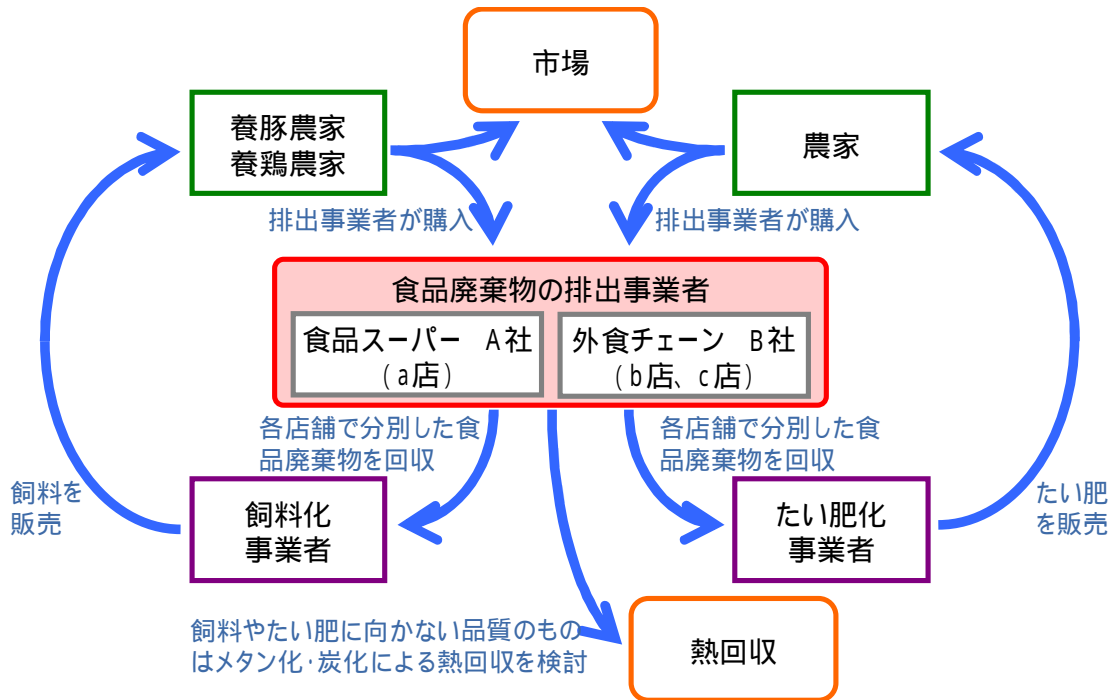
モデル事業の実施効果について、事業者の経済性、業務負担の観点、及び廃棄物の減量、リサイクル進展の程度等から検証し、継続可能性も含めた成果を取りまとめる。さらに、平成23年度における当該モデル事業の発展の可能性と政策的、技術的課題等を整理する。

次年度の当該事業に係る予算成立を前提に、平成23年度までの2か年での実施を予定

事業運営のイメージ



モデル事業のイメージ



モデル事業公募への応募状況及び候補案

1 対象

- ・ 小売業者・外食業者
- ・ 小売業者・外食業者が排出する食品廃棄物等の再生利用を行う者（以下、「飼料化・たい肥化事業者」という。）
- ・ 食品廃棄物等を利用した飼料やたい肥を使用して、農畜水産物を作る者（以下、「農畜水産物の生産者」という。）

2 公募スケジュール

- 9月 3日 公募開始（参考資料1参照）
- 9月17日 公募説明会（参考資料2参照）
- 9月30日 公募〆切
- 10月中旬 応募事業者へのコンソーシアム組成の打診
- 11月上旬 実現可能な事業スキーム案の検討・調整
- 11月下旬 モデル事業の採択（検討会の開催）

3 応募状況

- ・ 小売業者・外食業者 : 16事業者
 - ・ 飼料化・たい肥化事業者 : 9事業者
 - ・ 農畜水産物の生産者 : 5事業者
 - ・ その他 : 1事業者
- 計31事業者（うちコンソーシアムとしての応募 : 4グループ 11事業者）

4 モデル事業候補コンソーシアム()

- (1) 岐阜東南地域
- (2) 東三河地域
- (3) 三重畿央地域
- (4) 鳥羽地域

応募があった事業者の組合せにより、実現可能な食品リサイクルループの事業案が調整できたもの

5 モデル事業候補案

(1) 岐阜東南地域

コンソーシアムの概要

	事業者	区分	所在地・参加予定店舗数	備考
小売業者 ・外食業者	A社	食品スーパー	各務原市 2 店舗 多治見市 1 店舗	本社は愛知県 岐阜県下 19 店舗所有、食品リサイクルの取組事例あり。
	B社	食品スーパー	多治見市 3 店舗	本社は岐阜県 岐阜県下 57 店舗所有、食品リサイクルの取組事例なし。
	C社	食品スーパー	各務原市 1 店舗	本社は愛知県 岐阜県下 5 店舗所有、食品リサイクルの取組事例なし。
	D社	コンビニエンスストア	可児市 3 店舗	本部は東京都
	E社	コンビニエンスストア	可児市 X 店舗 多治見市 X 店舗	本部は千葉県 対象店舗を調整中
飼料化・たい肥化事業者	F社	飼料化	名古屋市	一般廃棄物処理業の許可あり 再生利用事業者登録済み（飼料化）
農畜水産物の生産者	G組合	養豚	幸田町等 24 者	乾燥飼料による養豚 F社の飼料を利用中
	H社	養豚	田原市	A社の契約先 乾燥飼料による養豚 F社の飼料を利用中

事業区分

飼料化事業（養豚） ドライエコフィード（エコフィード）

事業の経緯・ねらい

岐阜県では、県内に一般廃棄物を受け入れ可能な再生利業事業者がない（事業系一般廃棄物の処理費を比較的安く設定している市町村が多いことから、排出事業者が食品廃棄物の再生利用を選択し難い状況にあることなどが理由として想定される）。そのため、県内の排出事業者から、一般廃棄物処理業の許可を有する愛知県の再生利用事業者まで越県するリサイクルモデルを試行することにより、同県内の排出事業者が食品リサイクルを実現できる仕組み作りを目指す。

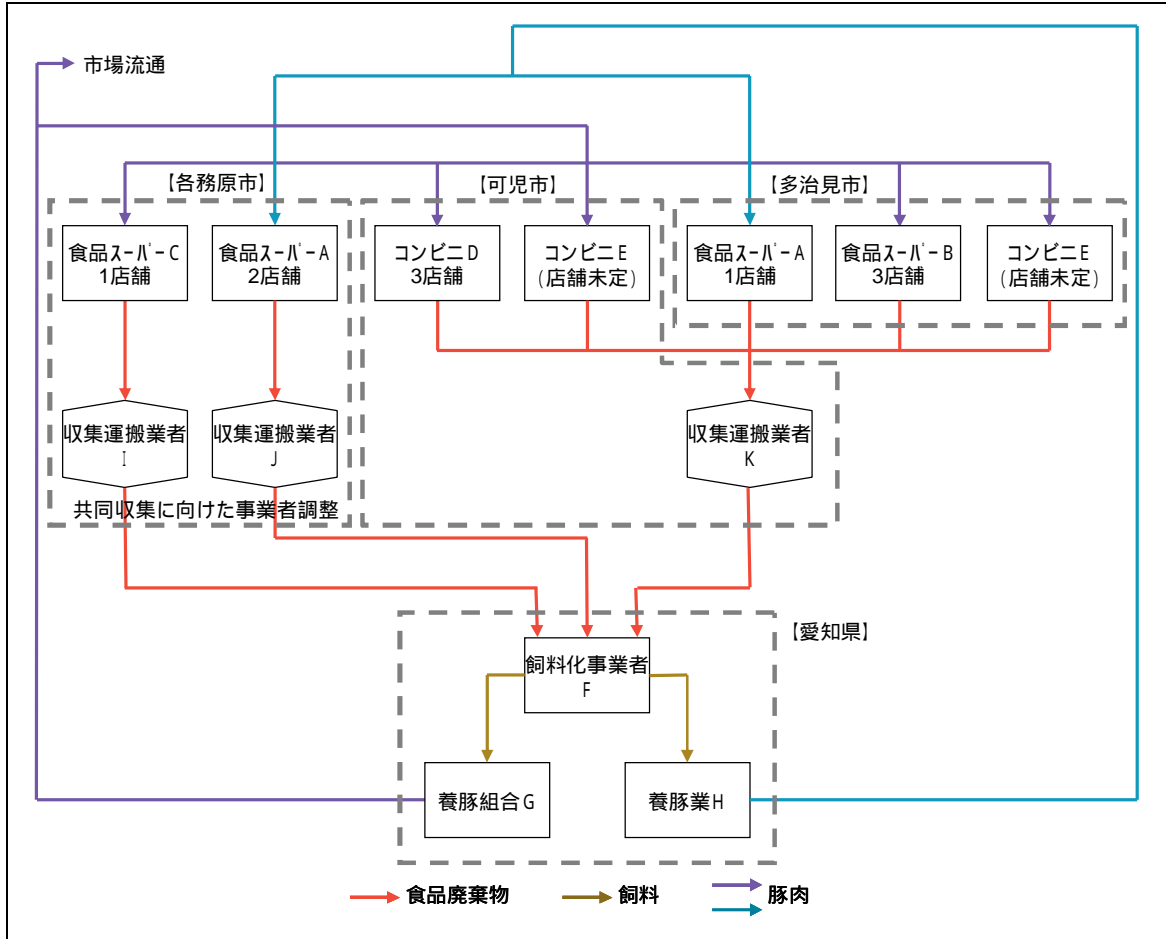
リサイクルの概要

食品スーパー及びコンビニエンスストアの岐阜県可児市、多治見市、各務原市にある店舗の食品廃棄物を、収集運搬事業者の保冷車等を用いて名古屋市内の飼料化事業者まで持ち込み、乾燥飼料を製造する。

乾燥飼料は、養豚農家または配合飼料工場において、配合飼料に混合させ、愛知県内の養豚農家で一定期間、豚に給餌する。

排出事業者が生産された豚肉の一部を買い取り、豚肉、あるいは豚肉加工品として販売する。

事業イメージ



事業スケジュール

か月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
食品廃棄物の収集運搬	—————					→					
特定畜産物の出荷						—————					→

飼料の給餌は子豚購入から約 40 日間

(2) 東三河地域

コンソーシアムの概要

	事業者	区分	所在地・参加予定店舗数	備考
小売業者 ・外食業者	A社	食品スーパー	豊橋市 5 店舗 豊川市 1 店舗	本社は愛知県 愛知県下 63 店舗所有、食品リサイクルの取組事例あり。
	B社	食品スーパー	豊橋市 2 店舗 豊川市 1 店舗	本社は愛知県 愛知 3 県下 32 店舗所有、食品リサイクルの取組事例あり。
	C社	外食チェーン	豊橋市 5 店舗	本社は愛知県 東海 3 県下 48 店舗所有、東海 3 県下では食品リサイクルの取組事例なし。
飼料化・たい肥化事業者	D社	飼料化	豊川市	一般廃棄物処理業許可なし
	E社	たい肥化	田原市	一般廃棄物処理業許可なし 再生利用事業者登録（肥料化）
農畜水産物の生産者	F 組合	養豚	豊川市	リキッドフィードによる養豚（及び加工品）を市場流通。D 社の飼料を利用中。
	G 法人 他	農業	田原市	水菜、サラダハウレンソウ、ブロッコリー、キャベツ等を生産

事業区分

飼料化事業（養豚） リキッドフィード
たい肥化事業

事業の経緯・ねらい

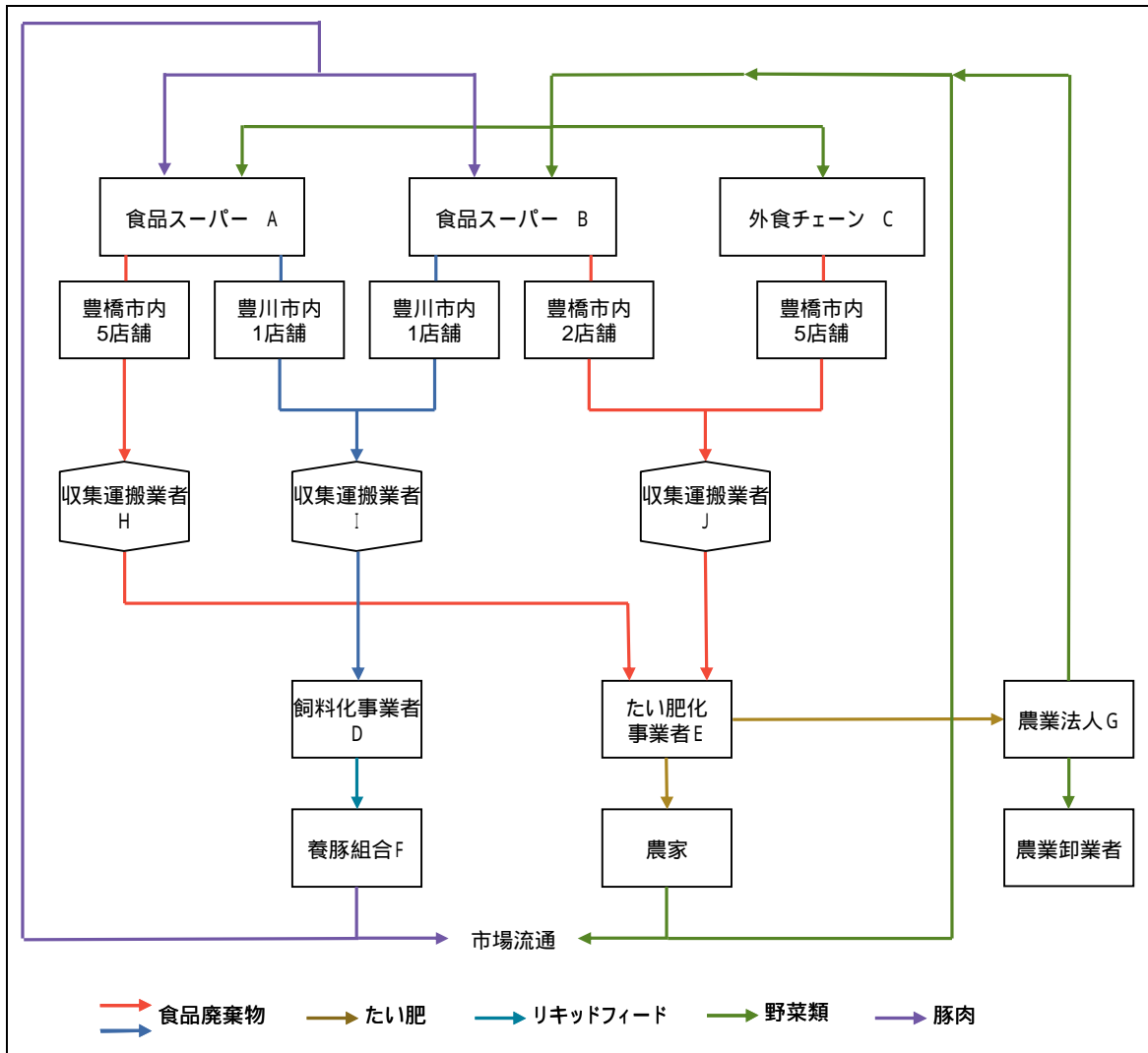
愛知県東三河地域では、事業系一般廃棄物に係る処理業許可を取得した再生利用事業者がなく、排出事業者が食品リサイクル事業を進め難い状況にある。公募の結果、同地域内で各役割毎に食品リサイクル事業に対して意欲的な事業者からの応募があったことから、こうした事業者をマッチングすることにより、リサイクルループの連携体制を構築した。モデル事業を通じて課題の解決と行政との調整を行い、必要な許可取得を含めた将来的な事業化の実現を目指す。

リサイクルの概要

参加の各店舗から排出される食品廃棄物は、豊川市の 2 店舗は飼料化（リキッドフィード）、豊橋市の 12 店舗はたい肥化する。

養豚農家からは、精肉（豚肉）のほか、豚肉の加工業者に委託して豚肉加工品としての提供も可能である。たい肥の利用者としては、複数の農家が参画し、排出事業者のニーズに応じた野菜類の生産を予定している。

事業イメージ



事業スケジュール

か月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
食品廃棄物の収集運搬	—————			- - - - -				→					
特定畜産物の出荷				—————			- - - - -		→				
たい肥の出荷				—————						- - - - -		→	
特定農産物の出荷						—————							→

飼料の給餌は出荷直前の3か月間

(3) 三重畿央地域
コンソーシアムの概要

	事業者	区分	所在地・店舗数	備考
小売業者 ・外食業者	A社	食品スーパー	松阪市 2 店舗	本社所在地は三重県 三重県下直営 13 店舗所有、食品 リサイクルの取組事例あり。
	B社	食品スーパー	四日市市 2 店舗	本社所在地は三重県 三重県下 26 店舗所有、食品リサイ クルの取組事例なし。
飼料化・たい 肥化事業者	C社	飼料化	伊賀市	一般廃棄物処理業 再生利用事業者登録（飼料化） A社の食品廃棄物を本年 11 月か ら利用中
農畜水産物 の生産者	D社	養豚	伊賀市	リキッドフィードによる養豚 C社の飼料を利用中

事業区分

飼料化事業（養豚） リキッドフィード

事業の経緯・ねらい

三重県伊賀市内の飼料化事業者が、収集運搬業者と協力し、三重県下の食品スーパー2 者に働きかけ、事業規模の拡大を目指している。モデル事業によりこれを着実に推進することで、三重県下全域を対象とした更なる循環圏や一般廃棄物を利用した食品リサイクルループの構築・拡大を図るもの。

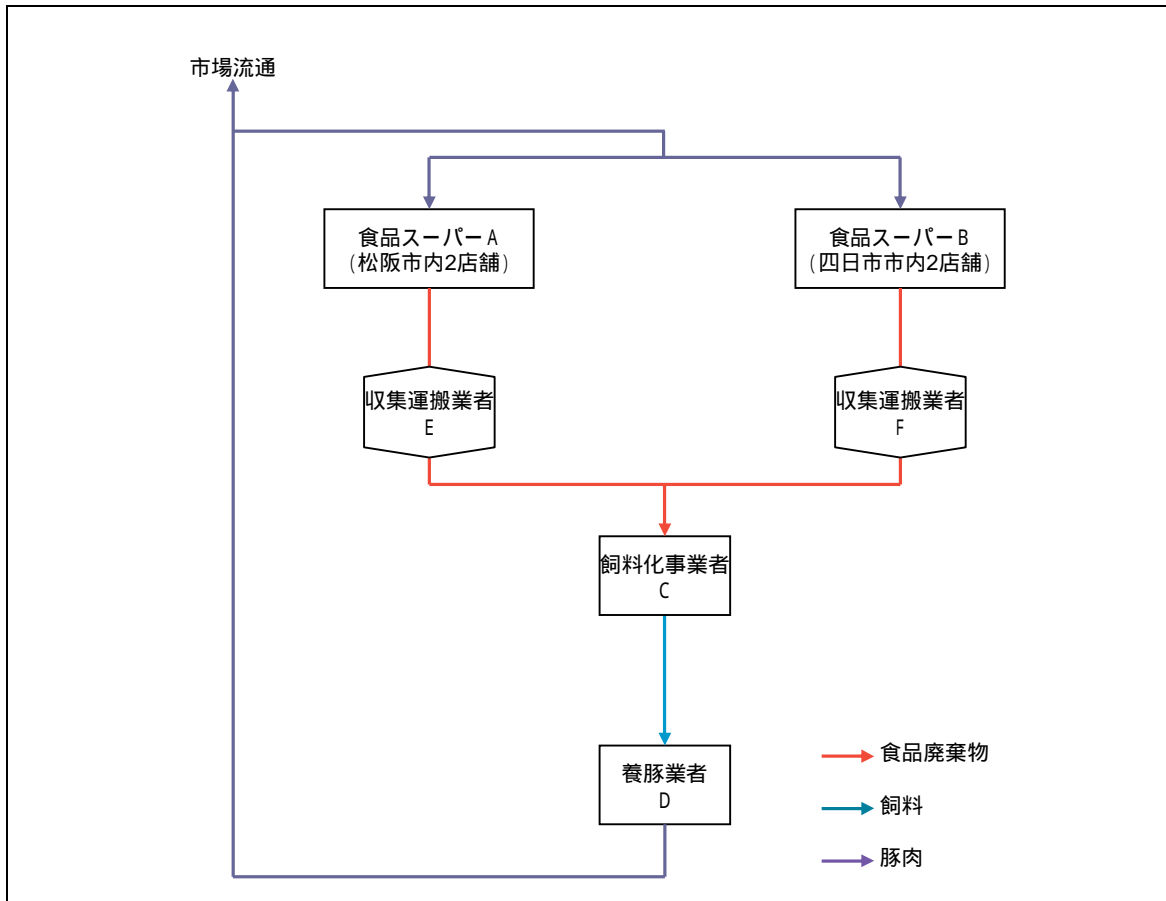
概要

食品スーパー2 者からの食品廃棄物を飼料化（リキッド）し、養豚農家の豚に給餌する。食品スーパーでは、生産された豚肉の一部を販売する。

三重県下の多くに市町村で一般廃棄物の収集運搬業の許可を所有する2事業者により、産業廃棄物との合わせ収集により、広範囲ながら効率的な収集運搬方法の構築を目指す。

食品スーパーA社では銘柄豚として区別はしていないが、養豚業者D社の豚肉を市場を通して購入しており、販売している実績を持つ。

事業イメージ



事業スケジュール

か月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
食品廃棄物の収集運搬	→											
特定畜産物の出荷					→							

飼料の給餌は子豚購入から約4か月間

(4) 鳥羽地域

コンソーシアムの概要

	事業者	区分	所在地・店舗数	備考
小売業者 ・外食業者	A社	旅館	鳥羽市	
	B社	旅館	鳥羽市	
飼料化・たい肥化事業者	旅館Aによる自家処理			
農畜水産物の生産者	C組合	養殖魚	紀北町	マハタ
	D(農家)	農業	南伊勢町	野菜類(ネギ、大根、水菜、にんじん、タマネギ等) 柑橘類(ミカン、ハッサク等)

事業区分

飼料化事業(養殖魚)、たい肥化事業

事業の経緯・ねらい

鳥羽市では、平成25年に現在のごみ処理施設を閉鎖することから(注:志摩市との広域連合による共同処理に移行)廃棄物の排出量の半分以上を占めるホテル・旅館からの食品廃棄物をリサイクルにまわし、排出量をできる限り削減したい意向を示している。そのため、10年以上の実績を積んでいる旅館A社の食品リサイクルのノウハウを市内のホテル・旅館に普及させる第一歩として、隣接旅館との共同のリサイクルループを構築するとともに、観光地である特色を活かした魚の養殖への飼料提供、その養殖魚を利用した料理を宿泊客へ提供するスキームの実現を目指す。

概要

2つの旅館業から排出される食品廃棄物を戸田家で飼料化・たい肥化する。旅館A社では、平成4年に生ごみ処理機を導入、生産したたい肥を農家に無償で提供し、特定農産物を宿泊客の料理として提供している。たい肥に対する農家の評価が高く、供給不足にあるとともに、処理機的能力に余裕があるため、モデル事業では隣接する旅館B社の食品廃棄物(食べ残し、調理残さ)を回収し、共同処理の実用化を目指す。

また、旅館A社では、平成16年から調理残さの飼料化によるマダイやマハタの養殖事業を研究している。しかし、調理くず等の一般廃棄物である食品廃棄物を利用した養殖魚への飼料化は前例がなく、飼料安全法における行政への手続きが滞っており、漁業事業者への飼料供給はできていない状況にある。モデル事業を通じて、関係する行政機関との調整を深め、事業化を目指す。

モデル事業候補比較検討表

資料6

		(1) 岐阜東南地域	(2) 東三河地域		(3) 三重幾央地域	(4) 鳥羽地域	
構成	小売業・外食業者	食品スーパー：3 コンビニ：2	食品スーパー：2 外食チェーン：1		食品スーパー：2	旅館：2	
	飼料化・たい肥化事業者	飼料化：1	飼料化：1、たい肥化：1		飼料化：1	1軒の旅館による自家処理	
	農畜水産物の生産者	養豚業・養豚系組合組織：2	養豚業：1 農業・農業系組合組織：2		養豚業：1	養殖漁業：1 農業：1	
小売業・外食業者の店舗数		食品スーパー：7 コンビニ：5以上（調整中）	食品スーパー：9 外食チェーン：5		4	2	
区分		飼料化（ドライエコフィード）	飼料化（リキッドフィード）	たい肥化	飼料化（リキッドフィード）	飼料化	たい肥化
対象地域	荷積み	可児市、多治見市、各務原市	豊川市	豊橋市	松坂市、四日市市	鳥羽市	鳥羽市
	荷卸し	名古屋市	豊川市	田原市	伊賀市	鳥羽市	鳥羽市
	取扱量	1,300kg/日	100kg/日	500kg/日	1,200kg～1,800kg/日	20～30kg/日	200kg/日
一般廃棄物処理業許可の調整		許可済	要（取得）	要（取得）	許可済	不要（自家排出のみ）	要（調整）
収集運搬業許可の調整		要（自治体間協議）	不要	要（自治体間協議）	要（調整）	不要	要（調整）
特定農畜水産物の取扱い		精肉、加工品	精肉、加工品	生鮮販売、料理提供	精肉	宿泊客に料理として提供	
事業特徴		<ul style="list-style-type: none"> 岐阜県から愛知県への越県による循環圏を構築 複数の排出事業者間の調整により、同地域に立地するそれぞれの店舗から効率的な収集ルートを検討してコストや運搬エネルギーを低減 	<ul style="list-style-type: none"> 単独応募事業者を調整してコンソーシアムを組成 外食業者が参加 一廃のリサイクルに関し新たな循環圏を構築 複数の排出事業者間の調整により、同地域に立地するそれぞれの店舗から効率的な収集ルートを検討してコストや運搬エネルギーを低減 	<ul style="list-style-type: none"> 収集運搬から養豚までの体制を整備し、排出事業者の確保により事業化が実現 産廃と一廃を合わせて運搬することにより、収集運搬の効率的な運用を図る 収集運搬業者2社により、桑名市から伊勢市までの広範囲の一般廃棄物の収集を可能とする 	<ul style="list-style-type: none"> 小規模な排出事業者が密集した地域における共同処理型事業モデル 鳥羽市の一般廃棄物政策と協調 		
事業特性	先駆性・モデル性	<ul style="list-style-type: none"> 岐阜県内の排出事業者が参加する食品リサイクル事業の実現 効率的な収集ルート設定が可能な複数事業者からなる店舗を対象（競合関係にある食品スーパー、コンビニエンスストアが食品リサイクル事業を目的として連携） 	<ul style="list-style-type: none"> 本モデル事業を契機に単独応募した各事業者で条件の合致する店舗をコーディネートしてコンソーシアムを構築 地元自治体との調整を密にし、食品リサイクルの一般廃棄物処理業の空白地域での事業化実現を目指す 	<ul style="list-style-type: none"> 飼料化事業者は建設業からの異業種参入として実績を積んでいる事業者（飼料化事業、養豚事業） 	<ul style="list-style-type: none"> 全国初の魚養殖リサイクルループモデルを構築 検討段階から自治体が調整役を担い、一般廃棄物処理計画との整合を図る 		
	実現性・持続性	<ul style="list-style-type: none"> 飼料化事業者は、一般廃棄物の処理業許可を保有（エコフィード認証） 一部の排出事業者と飼料化事業者間では愛知県内で一廃の食品廃棄物を利用とした事業を既に実施済み、特定畜産物も流通 食品リサイクル事業の先駆的事業者が参加しており、食品廃棄物の管理ノウハウの水平展開が見込める 	<ul style="list-style-type: none"> 収集運搬業者が共通する店舗をモデル事業の対象としており、収集運搬に係る契約変更は軽微 再生利用事業者によるモデル事業をきっかけとした将来的な一廃処理業の許可新規取得が事業化実現への鍵 	<ul style="list-style-type: none"> 伊賀市への他市からの一廃の越境処理は既の実績あり 受入先の伊賀市が収集運搬については柔軟に対応していることから、事業者間の調整が中心であり、自治体との協議事項は比較的スムーズである 	<ul style="list-style-type: none"> たい肥化を行う旅館では、食品廃棄物の処理を無償で実施する予定である 食品廃棄物の処理を依頼する旅館では、通常の収集運搬の途中で立ち寄りするのみであるため、収集運搬に係る契約変更が軽微 たい肥化には数年の実績とノウハウを既に有している。 		
	普遍性・展開可能性	<ul style="list-style-type: none"> 事業が成功すれば、参加排出事業者の他の店舗に拡大することも可能 岐阜県内の他の排出事業者への拡大を期待 再生利用事業者の少ない地域での、一般廃棄物の越県の前例として他県にも参考となるモデルとなることを期待 	<ul style="list-style-type: none"> 事業が成功すれば、東三河地区の排出事業者が食品リサイクルに取り組み土壌を形成 他の排出事業者への拡大を期待 廃掃法と食り法に関わる自治体との調整手法として他県にも参考となるモデルとなることを期待 	<ul style="list-style-type: none"> 収集運搬から特定畜産物の生産までの体制が構築、既の実績もあることから、希望する排出事業者があれば事業の拡大が可能 リキッドフィードは酸性で腐食し難いため遠方への輸送も可能 参加の排出事業者は今後、三重県下の各店舗への展開を検討している 	<ul style="list-style-type: none"> 農家との信頼関係を維持しつつ、周辺旅館等へのノウハウ提供により順次拡大展開が可能 魚の養殖への飼料化スキームが確立できれば、同様な他地域への展開を期待 		

		(1) 岐阜東南地域	(2) 東三河地域	(3) 三重幾中央地域	(4) 鳥羽地域
事業 特性	その他優位性	<ul style="list-style-type: none"> 本モデルに参加する飼料化事業者のプロセスは、食品廃棄物をほとんど原料として利用できることから、分別等における排出事業者の労務負担が少ない 製造される飼料は配合飼料に混入するため、既存の養豚設備のままで利用でき、潜在的な販路が大きい 特定畜産物の取扱について、本モデルに参加する小売事業者は、物量及び品質が保証されれば、モデル事業参加店舗以外にも拡大が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 本モデルに参加する再生事業者による産廃由来の飼料・たい肥を活用して生産された特定農畜産物は、既に流通している 多面的な評価が行いやすい(特定農産物の生産多様化、畜産業における加工品製造、小売と外食による消費者への提供方法の多様化等) たい肥化事業は、モデル事業専用ヤードを設置可能 	<ul style="list-style-type: none"> 本モデルに参加する再生事業者によるリキッドフィーディングで育てたオリジナルブランド豚は既に市場流通 	<ul style="list-style-type: none"> 市が全面的に支援・協力 モデル事業の2 旅館以外の食品廃棄物が混入されないため、評価が行いやすい 市は、平成23年度には、他の旅館を巻き込んだ勉強会型の地域委員会を予定 当該地域は、伊勢志摩国立公園に指定されており、環境配慮への関心が高く、観光政策とリンクさせることで消費者に大きくアピールできる可能性(旅行代理店と連携したモニターツアーの実施など)
将来展望		<ul style="list-style-type: none"> 排出事業者は、飼料化事業者(名古屋市北部)の周辺地域に多くの店舗を抱えており、モデル事業をきっかけとして事業の更なる拡大が期待 	<ul style="list-style-type: none"> モデル事業の実績・調整をもとに再生利用事業者が一般廃棄物の処理業許可を取得できれば、各参加事業者は、モデル事業後のリサイクルループの事業化、再生利用事業計画の認定を視野 	<ul style="list-style-type: none"> 三重県内の他の排出事業者に展開することを期待 飼料化業者は、偏りや価格変化の激しい産業廃棄物を、安定的に利用できる一般廃棄物に原料をシフトする予定 	<ul style="list-style-type: none"> 養殖魚への飼料リサイクルが地域の特徴を活かした取り組みとして成功を収めることを期待 市内全旅館・ホテルに食品リサイクルを展開するきっかけとなる可能性
課題・リスク		<ul style="list-style-type: none"> コンビニエンスストアにおける特定畜産物の取扱方法や取扱店舗はモデル事業を通じて調整予定 収集運搬及び処理費に係る調整が一部未了(一部事業者が最終的に辞退する可能性あり) 各務原市内の効率的な収集運搬ルートが未了(一部事業者が最終的に辞退する可能性あり) 	<ul style="list-style-type: none"> 豊橋市内の収集運搬事業者は、収集運搬車両登録の制限との関係で適当な車両の確保を調整中 収集運搬及び処理費に係る調整が一部未了(一部事業者が最終的に辞退する可能性あり) モデル事業後の継続実施には、一般廃棄物の処理業許可取得が条件。 	<ul style="list-style-type: none"> 収集運搬及び処理費に係る調整が一部未了(一部事業者が最終的に辞退する可能性あり) 	<ul style="list-style-type: none"> 養殖魚事業は、10年近くにわたって研究を続けたものであるが、飼料安全法に基づく飼料の登録手続きが進んでおらず、飼料化の実施にあたりモデル事業期間中に行政手続もクリアする必要あり 市の構想実現のためには、市内のホテル・旅館にたい肥化事業等を拡大するシナリオについてもモデル事業と並行し検討する必要あり

今後のスケジュール(予定)

	検討会	地域協議会
11月25日	第1回 ● モデル事業の事業者選定	
12月中旬		第1回 ● モデル事業の内容確定 ● 調整事項、課題の確認
1月中旬		第2回 ● モデル事業のスキーム確定 ● 事業実施に向けた最終調整
2月上旬	第2回 (地域協議会と同じタイミング；参加可能メンバー) ● モデル事業の実施状況報告 ● 実地視察	第3回 ● モデル事業の実施状況報告 ● 実地視察 ● 今後の事業方針（特定農畜産物の取扱、普及啓発イベントの実施等）の検討
3月上旬	第3回 ● 年度とりまとめ ● 今後の事業方針（特定農畜産物の取扱、普及啓発イベントの実施等）の検討	

【平成23年度の予定】

6月頃（第1回）

- ・ 普及啓発イベントの内容確認
- ・ モデル事業の課題の検証
- ・ 事業の評価方法の検討

8月頃～12月頃

- ・ 普及啓発イベントの実施

12月頃（第2回）

- ・ モデル事業成果報告
- ・ 食品リサイクル推進に向けた地域循環圏のあり方の検討

2月頃（第3回）

- ・ 業務報告書（案）の検討